

東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業の実施に必要な権利者による土地等の処分の迅速化に関する法律
案新旧対照条文

○復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務） 第四条（略） 2 復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。 一 五（略） 六 東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業に係る土地等の処分の迅速化に関する法律（平成二十五年法律第 号） 並びに同条第二項に規定する情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>七（略） 八（略） 九（略） 十（略）</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略） 2 （同上） 一 五（略） （新設）</p> <p>六（略） 七（略） 八（略） 九（略）</p>